

「監査報告書のひな型について」の一部改正について

本年 4 月 1 日に施行された商法等改正（平成 14 年法律第 44 号）に伴う商法施行規則の改正に伴い、実務指針「監査報告書のひな型について」を下記のとおり改正いたします。

この改正は、従来、商法施行規則のうち競業取引等についての監査に関する記載が第 109 条に定められていたものが、同規則の改正により、規定内容が変わらないまま条文の付番のみが第 133 条へと繰り下がったことに伴う自動的な修正を行うものであり、内容的な修正を行うものではありません。

この改正の適用は改正商法施行規則の施行日である平成 15 年 4 月 1 日からとし（注）監査役会の監査報告書上への記載については、競業取引等についての監査に関する記載を定める商法施行規則の条文を記載して表記する場合には、改正後の条文である「商法施行規則第一三三条第一項」を表記する必要があると思われるので、注意が必要です。

（注）改正商法施行規則の附則 3 条は、計算書類等に関する経過措置を定め、商法施行規則の施行前（平成 15 年 4 月 1 日より前）に到来した決算期に関して作成すべき計算書類等の記載または記録の方法等については、商法施行規則の施行後も「なお従前の例による」としております。しかし、監査役会の監査報告書に関する規定（同規則第 132 条～134 条）については、この経過措置規定に該当しないため、改正商法施行規則の施行日である本年 4 月 1 日から施行されることとなります。

（傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>（注：平成 15 年版「監査役小六法」626 頁掲載） 監査報告書記載上の注意事項 <大会社の監査報告書記載上の注意事項> （1）（2）（略） （3） 商法施行規則第一三三条第一項（競業取引等）の取引については、指摘すべき事項がある場合には、監査の方法の概要及び監査の結果について各号ごとに具体的に記載しなければならない。 また、指摘すべき事項がない場合には、「2 監査の結果」の（5）のなお書き以下を「取締役の競業取引等、商法施行規則第一三三条第一項の取引についても取締役の義務違反は認められません。」と記載することもできる。 （4）～（6）（略）</p>	<p>監査報告書記載上の注意事項 <大会社の監査報告書記載上の注意事項> （1）（2）（同左） （3） 商法施行規則第一〇九条第一項（競業取引等）の取引については、指摘すべき事項がある場合には、監査の方法の概要及び監査の結果について各号ごとに具体的に記載しなければならない。 また、指摘すべき事項がない場合には、「2 監査の結果」の（5）のなお書き以下を「取締役の競業取引等、商法施行規則第一〇九条第一項の取引についても取締役の義務違反は認められません。」と記載することもできる。 （4）～（6）（同左）</p>